

## 幸区夢こんさあと実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幸区夢こんさあと（以下「コンサート」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 幸区内の身近な場所で、良質な生の音楽を区民の方々に提供し、憩いのひとときを過ごしてもらうとともに、音楽のまち・かわさきを推進することを目的にコンサートを実施する。

### (内容)

第3条 コンサートは、幸市民館、ミュージア川崎市民交流室等の幸区内の施設において、年8回程度実施する。

### (実行委員会)

第4条 コンサートを実施するために、幸区夢こんさあと実行委員会を設置する。

### (出演者)

第5条 コンサートの出演者は、次に掲げる者から選考した者とする。

- (1) 公募による応募者
- (2) その他特に区長が認めた者

### (選考委員会)

第6条 前条第1項第1号に掲げる出演者を審査するため、幸区夢こんさあと出演者選考委員会を設置する。

### (事務局)

第7条 この事業の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

### (委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。